

第127回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年1月24日（金）10:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

小針 美和

【審議協力者（各府省等）】

静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：橋本課長 ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官 ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、定刻より早いのですが、皆様おそろいのございますので、ただ今から第127回産業統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御参加をいただきありがとうございます。

本日全員、御出席いただいているということでございますが、本年もどうぞよろしくお願いをいたします。

本日はこれまでどおり、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいります。ウェブで御参加いただく方につきましては、ネットワークの状況で途中声が聞きづらいなど、いろいろ不具合が生じる場合もございますので、その場合には遠慮なくお知らせをいただければと思います。

本日も前回の部会に引き続き作物統計調査の変更について審議いたしますけれども、前回の部会で審議いたしました行政記録情報の活用と、農林業経営体を作付面積調査の対象に加えることに関する一連の変更について、追加の確認事項がございます。

そこで、本日の部会では、まず、これらの追加の確認事項について審議し、その後まだ

審議できていない変更事項について、審議を進めていきたいと思います。

本日の審議は12時までを予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、予定時刻を過ぎる可能性もあるかと思しますので、そのような場合には御予定のある方は御退席していただいて結構でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それから、1月17日に開催されました統計委員会におきまして、私から第1回の部会での審議状況について報告をいたしました。出席された委員の方から特に御発言はございませんでしたが、委員長から取りまとめの発言の中で、行政記録情報の活用については、将来にわたって、その情報が安定的に活用できるかどうかという前提が重要だということ、それから、農林業経営体に関する調査について作付面積調査の役割も与えようとするということについて、調査内容を実質的に変えることなく、得られる情報の使い方を多元化して、より効率的にする、そういう試みは大変興味深いというコメントがあったということを御紹介します。

それでは、前回の部会を踏まえて追加の質問事項について審議をしたいと思います。まず、資料1-1で質問事項の一覧を作っておいておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは、資料1-1について簡単に説明します。

まず、1-1の水稻の作付面積に係る実測調査の取りやめに関連して、小西臨時委員と樫部会長から、過去複数年での作付面積調査と、行政記録情報の比較の結果を教えてくださいという趣旨。それと、具体的に活用する行政記録情報は、どの資料のどの部分になるのか教えてください。そして、作物統計調査の結果と行政記録情報の結果に差異がない理由を教えてくださいという趣旨の御質問がありました。

続いて、次のページに参りますが、2-1～3の水稻以外の作付面積調査について、農林業経営体を作付面積調査の対象に加えることに関連して、小西臨時委員と宇南山臨時委員から御質問をいただきました。

小西臨時委員の御質問については、前段の背景を踏まえまして、前回の説明では全体像をつかむことが難しく感じたということで、下線部分のところでは①の現状と変更の背景について、それと②の今回の変更により、どのような調査にすることを目指していて、それにより問題点が解消するのかについて、改めてまとめた説明をしてくださいという趣旨の御質問でした。

宇南山臨時委員からは②の論点に関して、前回部会の説明、ロジックがよく分からなかったので改めて説明願いたいという趣旨の追加質問でございました。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

以上が質問事項の全体像になります。順に御回答いただきますけれども、このうち、農林業経営体を作付面積調査の対象に加える部分に関する小西臨時委員と宇南山臨時委員の御質問については、この後に審議する民間委託化や全国調査の周期変更に密接に関わる部分もあるようでございます。ついては、それらに対する回答のうち、小西臨時委員の回答

の後半部分については、この後の議題になっている調査方法の変更の部分で、そして、宇南山臨時委員の御回答については、その次の議題である、全国調査の周期変更の部分で説明、審議していただきたいと思いますので、あらかじめ申し上げておきたいと思います。

それでは、まず、❶－１の水稲の作付面積に行政記録情報を活用することについてですが、調査実施者から御説明いただく前に、事務局からの説明があるということです、お願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは、参考資料１について簡単に説明します。

水稲の作付面積に関する行政記録情報の活用については、前回も議論していただきましたけれども、行政記録情報によるデータ整備の流れと現状の作付面積調査の流れについて比較したイメージ図というものがありませんでした。ですので、今回、行政記録情報の活用の基本的な部分について改めて御質問が出たことを機会に事務局で作成したと、これが参考資料１ということでございます。

図は上段が現状、下段が変更後となっております、左の緑塗りの部分が行政記録情報の流れ、右の茶色部分が作付面積調査の流れという形で整理しました。このうち、緑色の行政記録情報の方については、変更前後で流れに変更がありませんので、変更後の方で話そうと思います。

地域ごとに設けられている地域農業再生協議会において、農林業経営体から営農計画書の提出や聞き取りによって作付に関する情報が集まってきます。地方農政局等は、これら地域農業再生協議会ごとの情報を各県ごとの農業再生協議会を経由して入手しまして、その取りまとめを行うということなのですが、その際に作成するのが要領の別紙様式第１号という書類です。この後、農林水産省からも説明があります資料１－２、１０ページに添付されている様式となります。これを県別にまとめまして、農林水産省の本省に報告するというわけなのですが、今回の調査変更の説明の中で、行政記録情報と言っているのは、この様式第１号の情報ということになります。

そして、本省の地方農政局等から報告された情報をまとめて、毎年１０月頃に公表しているというのが一連の流れなのですが、行政記録情報の取りまとめ結果の公表については今回の変更とは関係なく、これからも継続されていくということです。

そして、参考資料１の、茶色の作付面積調査の方なのですが、右上の現状においては、１万箇所の実測調査を行った結果を基に本省統計部が公表しているということになっています。これが変更後においては、実測調査を取りやめて、ほとんどの部分については、行政記録情報のデータを活用しつつ、右側から矢印を引いておりますとおり、行政記録情報で把握できない部分についてのみ、補完的に情報収集をするという変更が計画されています。結果の公表については、統計部においてもこれまで同様、継続されます。

参考資料１の説明は以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者からの御説明をお願いしたいと思います。複数の確認事項が、複数のところに関連するということもございますので、農林水産省におかれましては、適

宜順番を入替えて御説明をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 おはようございます。農林水産省でございます。皆様いつも大変お世話になっております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、資料１－２に基づきまして、御説明をさせていただければと思います。

まず、①－１の質問でございますけれども、行政記録情報について、どういうものなのかということで御質問をいただきました。回答の（１）を御覧いただければと思いますが、まず、今回使用しようとしている行政記録情報につきましては、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」、別紙様式第１号ということで、先ほど事務局から具体的な様式をお示ししていただきましたところですが、こちらは、おおむね四半期ごとに地方農政局等から農林水産省の農産局に報告される情報ということでございます。こちらを活用させていただくことを考えております。

こちらの様式の中を見ますと、それぞれ、用途別にも合計がありますけれども、別紙２を見ていただければと思いますが、最終的には上がってきた行政記録情報のどこを使う形になるのかということで、左側の方が行政記録情報ということで上がってきたものでございまして、こちらを使って、右側にある統計部公表値の数字を出していくという形になります。この左側の赤く囲まれているところを足し上げることで右側を出していくということになります。ただ、必ずしも行政記録情報だけで、統計として把握しなければいけないものがきちんとカバーできていないような場合は、しっかり統計部の方で必要な補完をしていった上で、また公表していくという形になります。

次に、（２）の営農計画書というところでございますが、営農計画書自体がどういうものなのかという御質問をいただきましたので、作成させていただいております。こちらは、地域農業再生協議会が取りまとめる前の個々の農家から出される計画書ということになりますので、こちらも重要な資料として活用させていただけると思っています。こちらにつきましては、営農計画書の抜粋という形で付けています別紙３を見ていただければと思います。これは、個々の申請者、農業者から提出される書類の一部を抜粋したものでございますが、緑で囲まれたところに、今年度の水稻はこういう計画で、用途別に作りますということを個々の農家が提出していくという形になりますので、このようなものをベースに地域農業再生協議会が全体を取りまとめて、また報告をしていくという形になるものでございます。

続きまして、次のページを御覧いただければと思います。東京と沖縄について、前回、行政記録情報の一覧表を示したときに記載がございましたが、もともと、東京と沖縄につきましては他県と違いまして、地域ごとの地域再生協議会が設置されておらず、県単位のものしかなかったものですので、我々としては、今回、最大限活用したいと思っているところが、地域段階の農業再生協議会のデータということもあって、前回、東京と沖縄について記載しておりませんでしたけれども、行政記録情報として公表されている中には、東京、沖縄もきちんと公表はされておりますので、今回はそこも併せて掲載す

るという形にさせていただいたところでございます。

また、前回、小西臨時委員からも、1年だけではなく複数年のデータで検証をした方がよいというお話をいただきましたので、別紙4の方を御覧いただければと思いますが、こちらの方に今回、東京、沖縄も追加する形で、5年間分掲載をさせていただいたところでございます。5年間の比較におきましても、おおむね98%を上回る水準で行政記録情報がカバーできておりますので、代替がおおむね可能だと考えているところでございます。

また、樫部会長の方から、対比が100.0%となっている県については、いわゆる補完が必要ないのかということで、試験場であったり、自給用のデータがないということですかというような御質問をいただいたのですが、そういうわけではなくて、四捨五入の関係で100.0%に見えているだけで、実際現数の方で比較しますと、それぞれの差があるという形になっているところでございます。また、この数字で差が生じている要因ということで、大きかったり小さかったりということの理由についても御質問がありましたけれども、差が生じている要因につきましては、それぞれの調査手法が違うということで、統計の方は標本調査による推計値であるということ、また、行政記録情報というのは可能な限り、悉皆的に把握をしようとした結果でありますので、その作成方法が違うということであつたり、また、行政記録情報の方では、ほぼ網羅的に把握しようとはしているのですけれども、事業申請なりを全くやっていないというところで一部漏れていたりということもあるということで、それが統計調査との差になっているのではないかなと我々としては考えているところでございます。

いずれにいたしましても、以前から、我々の調査の集計段階で、行政記録情報との整合性もよく見るということで比較検証も行っているところでございまして、これまでの経験から、おおむね地域農業再生協議会ごとにどれだけ把握しているのかとか、どういうところに差があるのかということは特定されておりますので、今後の補完的な情報収集についても、適切に行えるものと考えているところでございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対して、御質問や御意見があれば出していただければと思います。小西臨時委員、お願いいたします。

○小西臨時委員 ご対応いただきましてありがとうございます。

事務局が作成してくださった参考資料1が今回の変更について理解するのにとても分かりやすいです。こういう資料も、この部会の資料として残るといいなと思いました。取りまとめありがとうございます。

それに加え、資料1-2の回答の中で、行政記録情報の調査票の別紙1も提出ありがとうございます。今後も農林水産省の統計調査では、行政記録情報の活用が多くあるので、その際には、行政記録情報の内容も見ながら議論ができるといいなと思いました。

御回答も、別紙4について、5年分ぐらいは状況を見させてくださいとお願いしたところ、調べてくださりありがとうございます。統計調査を変更する際の根拠は、直近だけでなく、複数年で確認できると良いと思います。

御説明の際に、作付面積について話していれば、カバー率98.5%と言われたら、面積

についてだとわかりますが、カバー率という言葉を使う際には、作付面積についてなのか、農林業経営体の数についてなのか、収穫高についてなのか、カバー率って農業に関わるものがたくさんあるので、少し文章から離れて分かりにくいところは、「作付面積のカバー率が」と明記してもいいのではないかなとは思いました。

以上です。ありがとうございました。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。事務局からどうぞ。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 事務局でございます。今の小西臨時委員のお話とも関連するのですが、参考資料1の関係でございます。行政記録情報の活用後においても、補完的に情報収集が必要になる範囲、この図ですと、右端のところの行政記録情報で把握できない可能性のある範囲で補完的に情報収集が必要という部分についてなのですが、言ってみれば行政記録情報に少し穴があるというような部分については、これまでの経験により把握されるということでございますけれども、その内容も何年か経っていくと少しずつ姿を変えていくというような経年的な変化があると思います。将来にわたって、その辺り、適切な情報収集を継続するためにどのようなことをなさるのかという点を教えていただければと思います。それが1点目です。

2つ目、これで最後ですけれども、部会2回目資料の別紙1の行政記録情報の基になる情報の話です。今後、仮に行政記録情報の内容自体に変更が生じた場合、統計部として、水稻の作付面積について、例えば、この様式は統計部の方で定めている様式ではないはずなので、これが変わってしまったとか、そういうことがあったときに、公表を継続するためのどのような準備をなさるのかというところを教えていただければと思います。これが2点目です。以上でございます。

○**樫部会長** では、農林水産省、どうぞ。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 御質問いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、1点目の御質問については、経験で分かるということですが、今後もきちんとできますかという御質問でございました。我々といたしましては、これまでも巡回・見積り、情報収集を行っておりまして、地域農業再生協議会からも当然情報収集を行って関係性は構築されている、できていると考えております。今後もこれまでの関係者との関係性は維持しながら、巡回・見積り、情報収集により補完していくこととしておりますので、経年的な変化にも継続的に対応できると考えているところでございます。

もう1つの御質問につきましては、使おうとしている行政記録情報の方が変わってしまった、そういう場合にも対応ができるようにすべきではないかと。将来的に安定して活用できるということが前提になるのではないかとということで御質問いただいたのかと思います。今の時点では、コスト面であったり、また、整合性の観点から行政記録情報を活用することが、我々としては、一番効率的に対応できるのかなということでしているところですが、実は別途、人工衛星を活用した検証などにも取り組んでいるところでございまして、少しずつその精度も向上してきているというところでございます。

御指摘いただきましたように、行政記録情報の内容に変更が生じた際の対応というのは、我々としても必要だと認識しております。政策部局とも連携しながら、行政記録情報の内容変更の可能性について、情報収集は続けていきたいと思っておりますし、また、人工衛星画像を活用したほかの手法についての検証も進めまして、持続的に水稻の作付面積を公表できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

ほかに御質問とか御意見のある方いらっしゃるでしょうか。小針専門委員、お願いいたします。

○**小針専門委員** 小針です。御説明ありがとうございました。中身の質問ということではなくて、用語の確認をさせていただきたいのですが、ここで言っている行政記録情報という言葉というのは、統計委員会とか統計的な用語としてそういうものがあるのか、今回の作物統計においてという話なのか、定義があるのかということを確認させていただいていいですか。

○**樫部会長** 事務局の方からお願いします。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 今の質問については、事務局の方から回答いたします。

行政記録情報という言葉なのですが、私どもの統計の世界で使っている、定義している言葉でして、国の行政機関が業務上ですとか法律を根拠に報告させている情報ですとか、そういったものを行政記録情報と定義しております。なので、行政記録情報ということで、いろいろな定義があるというわけではなくて、統計の中の言語としましては、確定しているというものになります。

○**小針専門委員** ありがとうございます。つまり、細かい確認なのですが、それを前提に、それは国として、つまり、ここでいうと農林水産省が取りまとめているということになるのか、例えば、この前の説明のときに、さとうきびの場合は、鹿児島県が取りまとめているみたいな話があって、地方自治体で取りまとめたものを国できちんと把握しているとなると、つまり、何が言いたいかというと、これ、いい悪いということではなくて今後の活用、こういう情報を活用するというときに、業務上、得られる情報をきちんとそれが活用できるのであれば、それが合理的なのであれば、積極的にそれを活用した方がいいなと思っているのですけれど、その範囲みたいなものが決まっているといったのであればということでの確認です。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 今説明したとおりになってしまうのですけれども、国の法律ですとか業務上利用するものとして、いろいろな根拠規定がありますけれども、そういった根拠規定に基づいて提出させている資料、情報について、行政記録情報と言っていて、細かいものから大きなものまでたくさんあります。

それを統計調査で活用するというのが国としての方針としてなっておりますけれども、ただ、その中身についてはしっかり精査しないといけないということで、今回の部会の中でもこの行政記録情報がきちんと使えるかどうかというのは、今まで議論してきたとおり

なのですが、行政記録情報を使うということで、言葉としては範囲が決まっております、このデータについては、きちんと精査していくというような形になっております。

追加で話しますと地方公共団体が出している同じようなデータも当然ございまして、行政記録情報等という言葉になりますが、こちらの「等」に地方公共団体の分が入っているということで御認識いただければと思います。

○小針専門委員 分かりました。ありがとうございます。

繰り返しになりますが、それでいい悪いということではなくて、多分、作付面積であったり、情報というのは営農計画書自体が、まず、農業者から取るということも含めて、どれぐらい、どの作物を作っているのかというのは業界団体で取りまとめたものなど、幾つかのルートがあるかなと思っていて、そこも含め、どういうものをどういうように使ったら使えるというところを確認したかったなというところの質問でした。ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。1点補足でございます。今ほどの行政記録情報の用語なのですが、統計法の中にも実は出てまいりまして、統計法2条の第10項、趣旨を簡単に今、読み上げてしまおうと思います。

この法律——統計法のことです、において、行政記録情報とは、国の行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、その行政機関の職員が組織的に利用するものとして、保有しているものの総称として用いております、統計調査で得られた情報や、それに起因する事業所母集団データベースに記録されている情報や匿名データは除かれます。つまり、おおざっぱに言えば、行政機関が保有し・利用する情報から統計調査で入手した情報を除いたものの総称、それが行政記録情報とお考えいただけたらと思います。

定義周りのお話で若干の補足ございました。失礼しました。

○小針専門委員 ありがとうございます。非常にスッキリしました。つまり、いろいろなルートがあったときに、こういう形で整っていれば行政記録情報となって活用できるということが、仕組み上のところできちんと理解できると、ここの部分ってこれから先、どう活用していくのか、活用できていくのかというのは、一つのポイントになっていくと思うので、ありがとうございます。

○樫部会長 清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。質問ではなくて、本当に意見だけなのですが、本当にありがとうございます。理解できました。

事前説明のときにも少し衛星画像の話をお伺いさせていただきまして、こういうデータソースが変わっていくような過程の中で、今までのやり方から行政記録情報を使われて、将来、また違うデータ資源に変わっていくというようなことになってくる可能性が高いと思っているのですが、これはあくまでも自分の経験なのですが、不動産の統計で違う行政記録情報みたいなものを作っていたときに、行政記録情報側が、知らないうちに項目を変えてしまって、統計を継続するのにすごく苦勞する、接続させるのに苦勞したということがありましたので、この辺りは、先ほど議論があるようなところでケアをされて

いくことなのだろうなと思って聞いておりましたというのが1つ目です。

衛星画像は今、私の研究室もかなり国土全体把握するということやっけていまして、細かい土地利用ごとにある程度の面積を測定できるようなところまで来ているのですけれども、どうしても従来の測定してきた、例えば国土数値情報などで測定してきたものと、新しい資源を使って、技術を使って測定していくというところに精度がよくなるということはいところなのですが、断層が随分できてしまって、そういう接続のところですごく苦勞するというようなことが起こってしまっていて、そういうこともきっと将来、統計の接続というところでいろいろ工夫をされる技術は統計の中にはありますけれども、そういうようなことも見据えながら新しい技術を使っただけでいいなと思いましたので、今までの自分の経験をシェアさせていただいたというだけであります。特に質問ではございません。ありがとうございました。

○**樫部会長** ありがとうございました。

ほかに御意見、コメントのある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。先ほど事務局からも質問があつて、お答えいただいていますけれど、統計委員長からありました、将来的に情勢が変わったときにきちんと対応できるようにしてほしいという話について、農林水産省の方から衛星画像の利用とかいろいろな技術の研究も進めているというような話もございました。このようなところについて、将来の課題みたいなものにするかどうかは、また後ほど議論したいと思えますけれども、地域農業再生協議会から得られるデータを行政記録情報として利用していこうという方向については、皆様から特段、御異論がなくて御了解いただけたと認識しております。

そういうことで、答申案作成時に少し将来の課題として何か述べる必要があるかということについては、また後ほど議論させていただきたいと思えますけれども、データを使うようにして、そして、実測調査の方は取りやめにするということについて、皆様御了解いただけたと認識しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

では、そういうことで、この変更については、皆様御了解いただいたということで先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、続いて、②の農林業経営体を作付面積調査の調査対象に加えることについて、こちら調査実施者の方から御説明をいただくということですが、その前に事務局から前提の説明をお願いしたいと思います。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 事務局でございます。それでは、参考資料2について、簡単に御説明しようと思えます。

今回、農林業経営体の調査について様々な変更が予定されているのですけれども、審査メモでは、変更事項ごとに審査状況を書いたり、論点を立てざるを得ないということで、変更の全体像が見えにくいという状況かなと思えました。そこで、審議の一助といたしまして、農林業経営体の調査の変更の全体比較を一覧で見られる資料を事務局で作ったということでございます。

まず、一番上の調査区分のところから、これまで収穫量調査として行われていた農林業経営体の調査が、作付面積調査と収穫量調査、両方の機能を持つということになります。

これだけ聞きますと、今回の変更により農林業経営体の調査に作付面積調査に関する調査事項が新たに追加されて報告負担が大きくなるのではと思われたかもしれないのですけれども、既に御説明は何度かしておりますけれども、実際にはそうではないということでございます。

調査事項の欄のところ、そして補足説明の1つ目にも書いておりますけれども、調査票ごとに見ると細かな追加はありますけれども、今回の変更後も調査事項については事実上、変わらないと。調査票によってはタイトルだけ変わるというものもあります。これは補足事項の2つ目にも書いてありますけれども、収穫量調査として行っている現在においても、10アール当たりの収穫量を求めるために、作付面積を調査事項としているということによります。なので、今回の変更については、農林業経営体を作付面積調査の対象に加えると、調査対象の変更として捉えると、それよりは農林業経営体の調査の情報について、これまで同様、収穫量の推計にも使いつつ、作付面積の推計にも活用できるようにするという情報活用の多元化というような視点で見ていただくのが実態に近いように思っております。そうすることで、報告者負担を増やすことなく、約20万箇所にも上る巡回など、補完作業について、大幅な縮小を実現できるのではないかと、そういうのが今回の変更の中身でございます。

今、作付面積の推計にも活用と申し上げましたが、それを可能とするために標本設計も変更されてくるということです。参考資料2の真ん中のあたりです。今は農林業経営体の規模の区分はないのですけれども、これは大中小の規模区分を設けるように変更するという予定でございます。この変更により、報告者数がどうなるかということなのですけれども、全国調査年と主産県調査年の平均ということで出しておりまして、約6万から約5万1,000程度に抑制できるという見込みでございます。

一つ飛ばしまして、一番下の調査方法のところなのですが、今回の変更に合わせて、地方農政局等経由の郵送・オンライン調査について、基本的には民間委託しつつ、大規模階層の農林業経営体については、新たに職員と調査員調査を導入するという予定でございます。

最後に回収率なのですけれども、現状で大体50から60%と、そして、その維持が想定されているところなのですけれども、今、簡単に説明したとおり、大規模階層については職員・調査員でしっかり把握するというので、こうすることで、全数調査である関係団体で把握するデータと合わせまして、全体の主立った部分を押さえて、推計に支障のないデータを確保すると、そういうような予定でございます。

参考資料2、事務局からは以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございました。

それでは、調査実施者からの御説明をお願いしたいと思いますが、この分については、先ほど申し上げましたとおり、小西臨時委員からの御質問に対する回答のうち、②の部分については、調査方法の変更の部分で、そして、宇南山臨時委員からの御質問の回答につきましては、全国調査の周期変更の部分で御説明していただくということにして、ここでは小西臨時委員からの質問に対する回答①について御説明をいただくということにしたい

と思います。それでは、御説明をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。農林水産省でございます。

お手元の資料の追加質問、資料1－2の4ページ目をお開きいただければと思います。まず、今、どういう現状にあつて、その変更に至った背景について、全体像が分かるように説明をということでございまして、前回、十分御説明できなかったことを申し訳なく思っております。今回、少し長くなりますが御説明させていただければと考えております。

まず、1「①現状と変更の背景」についての1の（1）というところを御覧いただければと思います。もともと、こちらの作付面積調査を設計いたしました当時は、いわゆる農協、JAが、かなり地域のことをよく分かっていたというような状況でございまして、そういう意味で、関係団体に調査をすれば全体をかなり抑えていただけるということでございまして、そのJAから出てきた数字の積み上げを基本といたしまして、不足部分だけを職員や統計調査員による巡回などで補完すれば、全体像が捉えられたということでございました。

ただし、細かい数まで分からない場合もあるので、そこは農協以外に出荷している大規模な農林業経営体には別途情報収集なりをしたり、また、全体の増減の変化というものが違うというのが一番よろしくないのも、全体の動きというものが間違っていないということを確認する上でも、巡回・見積りというような形で現地確認を行ってきたという経緯がございます。

その後、JA以外に直接、消費者に行ったり、直売所のような形であつたりというような出荷形態が増えるということであつたり、また、JAが合併ということで広域になることで、なかなか全体をしっかりと全部よく分かるというような形にならなくなってくることが起こってきておりまして、その分、JAが確認できない部分を巡回・見積りでカバーするということが増えてきたというような経緯がございます。ただ、ここ20年くらいは、JAの出荷率というのも横ばいになってきておりまして、近年では、継続して約全体として20万地点程度の巡回を行ってきたということでございます。ちなみに、集出荷団体の取扱割合ということで、JAなりの関係団体が取り扱っている割合について、5ページの上に、参考としてミカンとリンゴというもので記載させていただいているものでございますので、また、御参考いただければと思います。

その下でございますが、そういった流れの中で、統計の方の地方の職員というものが人数が減ってきておりまして、それを補うために、統計調査員に巡回・見積りをお願いをして、職員が減ることに伴いまして、どんどん統計調査員の担当する受持ちというものが増えてきたという経緯がございます。一方で、情報収集をしたりとか、そういう部分は、統計調査員の場合は難しいということもあつて、職員が代わりに情報収集を中心に、農協以外の部分を補足するというような形で役割分担をして取りまとめを行ってきたという形になります。その数字の動きにつきましては、中ほどにある表の2を見ていただきますと、令和元年の時は、どちらかというと職員の方が多くやっていた巡回・見積りの業務が、今ではかなり大部分を統計調査員が担うというような形で対応しているというところがお分

かりいただけるかと思います。

このように、表の上に記載しておりますけれども、検証のための巡回・見積りが増えて、なかなか統計調査員の数もすごく、統計調査員が受け持つ部分がかかなり大きくなっているというのが今の現状という形になっているということでございます。こういう中で、なぜ今回、このような調査の見直しをしなくてはいけない、そういう検討に至ったかということで、(3)の方に整理をさせていただいております。

5 ページの下の(3)を御覧いただければと思います。実際、職員が減少することに伴って統計調査員を増やしてきているのですけれども、昨今、人手不足なりも御承知のとおりでございますが、人材の確保でも非常に難しくなっているという実態があるとともに、職員自体が減っていく中で、どんどん統計調査員が増えてしまうと、その管理業務自体もなかなか職員が対応するのが難しくなってくるが見込まれてきたということで、今のやり方を変えないと、そもそも職員が今メインで担当している審査、集計、公表という統計業務そのものが支障を来しかねないというような事態になってくるということを我々懸念いたしまして、これは何か違う方法でできるように検討しなくてはいけないということで、2年ほど前から省内の方で見直しの検討に着手したということでございます。

その際、先ほど事務局の方から一覧表に基づいて御説明していただきましたとおり、既に収穫量調査の方で単収を把握するために、作付面積と収穫量ということを知っています。これは、意外と単収を教えてくださいといっても、10アール当たりの収量をわざわざ分かっていない経営者もいらっしゃるもので、全体どれだけ出荷しましたか、また、あなたはどれだけ面積を作っていますかということで割り戻すことで単収を調べると。10アール当たりの平均を調べるということで、もともと作付面積と収穫量全体を知っていたということでございまして、今回、新たに調査客体に対して作付面積を知ったとしても、それほど大きな客体負担の増加にはつながらないであろうということで、また、今までと同じぐらいの回収は見込まれるだろうということで、こういう形がいいのではないかと。

また、②といたしまして、今までも情報収集先として大規模法人なりから大規模な農林業経営体について、いろいろ情報収集していたのですが、そこも、正式に調査対象に加えてしまって、また、そこも今までの関係団体と同じように全数調査という形で、悉皆的に調査をするということで、大宗をカバーするということで巡回・見積りに変えるような形でできるのではないかとということで、そういう大規模法人、大規模な農林業経営体を調査客体として正式に位置付けてはどうかということを考えました。

また、次のページの③ということでございますが、あと、農林業経営体の調査について、今までは平均単収だけ分かればよかったので、全体像を戻して推定するというよりは、単に平均単収を求めるだけだったので、特に規模階層とかを設けずに、農林業経営体の調査で収穫量と面積を調べていたのですが、面積に戻せるように、そういう意味で階層分けをしっかりと、大規模層については悉皆調査、また、中規模層は全国調査年のみの調査ということにすることで、現行の農林業経営体の調査よりも標本数自体も抑制する、縮減が見込めるのではないかと考えています。

また、④といたしまして、巡回・見積りということに変えて、農林業経営体に対する標

本調査を民間委託、民間でやっていただけるところを民間に委託するという形で、ただ、大規模な農林業経営体につきましては、悉皆でということでは新たに対象にするということと、確実に押さえたいというようなこともありまして、ここを統計調査員で回収等を行っていただくということによって、職員は本来、一番やらなくてはいけないメイン業務であります審査、集計、また、公表、そういったもとの統計調査員の管理業務についても対応できる。また、こういう見直しをすることで、統計調査員もそれほど増える、今までは職員が減れば、統計調査員がそれを補うためにどんどん、どんどん増やさなければいけない部分を、統計調査員を増やすことなく、今の規模で管理業務が対応できるということで、今後も継続可能な調査になるということで、今の限られた労力や予算の中で、現行調査よりも効率的かつ継続可能な調査になるのではないかとということでございまして、作付面積調査にも収穫量調査と同様に、農林業経営体に対する標本調査の導入を検討いたしました。

また、実際それでうまくいくのかなということで、やってみてうまくいかなかったらなかなか切り替えられなかったもので、当然切替えが難しくなりますので、試行調査という形で、もともときちっと回収できるかということも含めて試行調査を行いまして、結果いたしましては、現行調査とそれほど変わらない結果、遜色ない結果となったということで、これであれば、この仕組みを導入することができるのではないかとということで、また、このデータを使っていただく利活用部局なりともよく協議をしながら、今回の申請をさせていただいたという形になるものでございます。そのことの部分は、また、次のところで論点と合わせて御説明をさせていただければと思っております。

まず、現状と今、見直しをしなくてはならないという背景について御説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○樫部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、今の御説明の部分について、御質問とか御意見があれば手を挙げていただければと思います。小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。事務局の皆様が取りまとめてくださった参考資料2を、傍らに置きながら、今後の議論をしたいと思います。

前回のご説明では、審査メモの6ページの図表2について、収穫量調査では、関係団体と農林業経営体両方の調査をしていて、今回の変更で、作付面積調査は関係団体に加えて農林業経営体も調査対象とすると理解しました。水色で一体的に実施と書いてあり、一体的に実施することによって何が起きるのかの御説明はなかったのですが、両統計調査の枠組みはどうなるのでしょうか。

○樫部会長 御説明をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。収穫量調査と作付面積調査を一緒に行う形にしようとしているというものでございまして、同じ客体に対して、収穫量調査と作付面積調査を一緒に行う調査体系にしたいと考えているものでございます。

○小西臨時委員 今回の変更で、収穫量調査の調査対象の規模も変わってしまうというこ

とですか。収穫量調査では、作付面積を調査しているから、その回答をうまく使えば、客体負担も増えないのだから一体化するという理解でいいですか。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。すみません、先ほど小西臨時委員の御質問のところ、少し音声が飛んでいたもので、今の御質問の趣旨というのは収穫量調査と作付面積調査と、参考資料2の補足説明に書いてあるところですか、農林業経営体の調査に作付面積調査として役割を追加するけれども、調査事項については実質的な変更なしと、この部分について、この趣旨をもう一度、もう少し詳しく教えてくれと、そういうようなお話でよろしかったですか。

○小西臨時委員 はい。この変更によって両調査の関係がどうなるのか、現在調査対象数が異なる両調査の、それぞれの対象者数がどう変化するかを知りたいです。もともと収穫量調査しか使っていなかった利用者にとっては、調査対象数が少なくなることになるのかと思いました。変更の実態に合った説明をしていただければと思います。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 なるほど。行おうとしている変更自体は何も、最初から最後まで変わってなくて、多分説明ぶりが少し変わってきているのかなという気はしております。多分1回目の部会を行いまして、事務局側としての理解も少し進んできたということもあるかと思います。審査メモを作ったときの理解と参考資料2を作ったときの理解と、私たちの理解としても少し進んでいるということもありますので、若干のタイムラグがあるという受け止めでいただければなと思います。

そして、説明の中身としては、小西臨時委員の御質問への答えとしては、事実としては変わらない、やろうとしている事実としては変わらないのですけれども、表現ぶりとして少し表現が変わっていたと。ただ、小西臨時委員の御理解についてほぼ間違いはないという、そういうようなお答えになろうかと思っているのですけれども、それで答えになっておりますでしょうか。

○小西臨時委員 はい。ありがとうございます。今回の変更が何をしようとして、それによりどの様な変化が調査に起こるのかを正確に理解したいと思っています。議論を通じて、やろうとしていることに一番適した説明ぶりに変化していった方がいいと思って御質問をしました。その上で、追加の質問をさせていただきます。

私が心配しているのは、御説明いただいたのですけれども、資料1－2の5ページの部分です。19万地点について、局の職員や専門調査員の方たちで補足しないと、十分な情報が得られていなかったところを、大規模経営体以外はもう手放して、調査、かつ、後々というか後での議論なりますけれども、民間企業に調査を委託するという流れになったときに、本当に再現が可能なのかを一番気にしています。

表2のところを見ると……、表1のミカンとリンゴの例もありがとうございます。だんだんと作物によっては、大きな出荷団体、関係団体を捕捉すれば、直接販売の全容がわかるという時代では、なくなってしまうことがわかりました。同時に、現行の方法を維持することが難しいこともわかりました。

そこで、今回、収穫量調査の作付面積を活用するという方向で、対象が合計6万から5万1000になるということですが、もともとの回収率が、基幹統計調査にもかかわらず、

50%から60%ぐらいしかない状態です。かなりの地点を職員や統計調査員の皆様の足とか目とか耳に頼っている状態ですが、今回の変更で精度を担保できるのかが心配です。ですので、現状、職員や統計調査員の方たちが19万地点にどれくらいの人數で、日數で調査されているか、カバーしている面積の割合はどれくらいかを出せる形で、數値を出して頂くことで、今回の変更で実現しなければいけない規模感がわたしたちにもわかると思います。大規模經營体の悉皆調査は、現行の方法を継続されるということです、その規模も知ること、どれくらい調査実施の負担を軽減できるかが分かると思います。実現の根拠の一つが試行調査ですが、試行調査を実施した会社が今回、民間委託してくださるとも限らないので、試行調査の内容をもう少し後日、民間委託の御説明のときにどういう調査をして、どういうところを遜色ない結果になったのかみたいな説明は客觀的にあるとありがたいです。

以上です。ありがとうございました。

○樫部会長 小西臨時委員どうもありがとうございました。今の御質問は、次のテーマのところと思いますので、そこでまとめて農林水産省の方からの御説明をいただきたいと思います。

最初の調査の全体像というか、必要になった経緯について、まだ御質問とか御意見のある方いらっしゃれば、宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。小西臨時委員の質問に少し乗っかる形なのですが、面積調査と収穫量調査を現在行っているというところを一体化するというように表現されているわけですが、そうすると作付面積調査と収穫量調査という別の名前がついている理由がよく分からなくて、一つの調査でこういう作付面積も収穫量も調査している作物統計調査ですということになれば、ここに名称は残るのでしょうかというのが、恐らく小西臨時委員がおっしゃっていたことはそういうことなのかなと理解したのですが、ここ名前は残すのでしょうかというのが一つの質問です。

もう一つは、もしかすると次の話題と一緒にのだと思うのですが、既に作付面積を取っているならば、その精度がどれくらいかということについて、資料で見ると次のところで説明されているのかもしれないのですが、どれくらいの精度で計算できそうかというのがあれば、非常に安心材料になるのではないかなと思いました。以上です。

○樫部会長 これも次のところでまとめて御説明いただくということで、最初に御説明いただいた、今の調査を変更するに至った経緯とか、その辺の背景の御説明についての御質問があれば、お伺いしておきたいと思います。事務局の方からどうぞ。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 すみません。宇南山臨時委員の今の御質問で、一部だけなのですが、調査票の名前のお話、別添6の新調査票と旧調査票の新旧を画面に出しました。

今、宇南山臨時委員から、作付面積調査と収穫量調査と名前がそのまま残るのかというお話だったので、調査票、タイトルのところを見ていただきますと、旧調査票の方では、これは野菜の例なのですが、野菜の収穫量調査の調査票、これは昔の方です。これが新しくなるとタイトルが2つ重なりまして、野菜の作付面積、それと収穫量

調査ということで、タイトルとしては同じになるというような形でございます。そして、調査事項については、画面の下のところを見ていただきますと、もともと聞いていた事項からあまり変わりが無いというような中身になってございます。

○宇南山臨時委員 もともと野菜の収穫量調査とは別に作付面積調査もあったという理解でいいのですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 すみません、農林水産省でございます。

作付面積につきましては、今まで関係団体しか調査をしていないので、農林業経営体については、作付面積調査の調査票はなかったということでございます。

○宇南山臨時委員 調査事項は変わらないのだけれども、作付面積調査という名前がなかったのが、それがタイトルの中に入ったという理解でよろしいでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 おっしゃるとおりでございます。

○宇南山臨時委員 分かりました。すっきりしました。ありがとうございます。

○樫部会長 よろしいでしょうか。ほかに今の御説明についての質問がないでしょうか。よろしければ、次のところに進んでいただいて、地方農政局等経由の調査を基本に、民間委託するということに進んでいきたいと思っておりますけれども、これまで地方農政局等経由で行っていた郵送・オンライン調査を基本的に民間委託するとともに、一部に職員調査、調査員調査を導入するということについて、御説明をいただきたいと思っております。まず、事務局からの審査メモについて、説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。審査メモの13ページのところでございます。

水稻以外の作付面積調査、それと収穫量調査については、現在、地方農政局等を経由した郵送・オンライン調査で実施されておるのですけれども、これを図表7のとおり、地方農政局等経由の郵送・オンライン調査を民間委託化するとともに、大規模階層の農林業経営体については、職員調査または調査員調査により実施するということを計画しております。

この変更の申請に先立ちまして、農林水産省の方で民間委託による農林業経営体への郵送調査の実行可能性を確認するために、図表8のとおり、令和5年度及び6年度に、基本的に今回予定されているものと同様の標本設計、階層区分を作った上で、そして同様の調査票で2回試行調査を実施しています。関係団体については、従前から100%に近い回答を得ていることから試行調査の対象とはしませんでした。第1次及び第2次の試行調査結果の回収率について、図表9のとおりとなっております。試行調査は農林業経営体の郵送調査のみの結果ではあるものの、現行の地方農政局等の郵送調査よりも、果樹と花きを除いては、本体の調査よりも高い回収率となっております。これにより、農林水産省は民間委託の導入について可能と判断したというお話でございます。

一方、今回大規模階層の農林業経営体については、地方農政局等の職員、または統計調査員により実施するということを計画しています。報告が求められるものは作物ごと、そして資料には直接書いていないのですが、都道府県別に作付の上位10経営体ということ

になっておりまして、調査全体を合計してみますと、全国で延べ約1万6,000経営体程度ということでございまして、この約1万6,000に対して、職員または統計調査員による調査を行うということが想定をされております。

これについて農林水産省の方で、今回予定している民間委託の導入により、現在補完作業として実施している巡回等の規模が抑制できると見込んでいるとともに、調査票の回収については、オンラインに誘導するという予定であることから職員調査、調査員調査に労力の振り分け、振替が効くという御説明でございます。この変更についての審査部分の判断なのですが、本件申請において計画されている変更のうち、民間委託については、従前の調査系統による実施が困難な状況であると。それとほかの調査、例えば、令和5年実施の漁業センサスとかにおいても先例があることから、そこはおおむね適当と考えてございます。ただ、農林水産省、統計調査員、それと民間事業者の役割分担について若干不明確な状況であって、そこについては確認する必要があると考えています。また、大規模階層の農林業経営体について、今の郵送・オンライン調査を職員・調査員調査に変更することについては、そもそも今回の変更の背景とか試行調査を実施して確認しようとした方向性とは少し違うようにも見えています。唐突感もあるなと感じてございます。将来的に調査の継続性についても疑問があるのかなと考えてございます。これらの点を確認する必要があると考えていまして、論点を4つほど立ててございます。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、この論点について御回答をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。農林水産省でございます。

まず、全体の役割分担につきまして、資料3をお開きいただければと思います。上が現行、下が変更後というところで、変わるところがちょうど中ほどから、巡回・見積りあたりの中ほどから右側という形で、地方農政局等と統計調査員やっていた部分に、変更後は民間事業者ということで薄緑色の部分が入ってきまして、こちら中小規模階層の対応をしていただき、大規模層につきましては、先ほど来、お話があったとおり、職員と統計調査員の方で回収をしたいと。データ内容の審査とか最終的な取りまとめ、公表というものは職員の仕事になるということと、右側の方にあります巡回・見積り、情報収集の部分につきましては、かなり縮小してすることに、本当に必要最小限、必要な部分に限定してするという事で、ボリューム的にはかなり業務量を縮小することができるのではないかと考えているということで、全体のイメージ図も御覧いただきながら、もともと追加質問の方で、小西臨時委員の方から全体像が捉えにくいので、全体について御説明をということで、今回の変更により、どのような調査にすることを目指していて、それにより問題点は解消するのかなというような御質問をいただきましたので、まず、追加質問の資料の資料1－2の6ページから全体のお話をさせていただきつつ、ここで説明し切れない部分の論点について、回答の方の論点も使って回答させていただくというような形で御説明させていただきたいと思っています。

まず、資料の1－2、6ページをお手元に御用意いただければと思います。また、全体のイメージということで、先ほど示しました別紙の6なりも参考にいただければと思います。それでは、6ページの中ほどの2のところから御説明をさせていただきたいと思います。

まず、全体として、(1)ということで、今後は、現行の関係団体の調査に加えまして、情報収集先であった大規模な農林業経営体も大規模階層ということで、今までやっていた関係団体の調査と同じように悉皆を行うということで、大所、全体を押さえた上で、それ以外の部分を中小規模の標本調査というような形で推計を行うことで、悉皆分と推計分を加えることで全体を捉えるというような形になります。このことによって、従来、関係団体の調査以外の部分を押さえるために、巡回・見積り、情報収集ということで現地に行ってお向いてということをやっていたのですが、ここの部分は大幅な縮減ができるだろうと思っております。今まで職員がどんどん減っていくということに伴って、統計調査員をどんどん増やしていかなければいけないということも、そういった必要もなくなりますので、調査の継続可能性というものが高まる形に見直しができるのではないかと考えているところでございます。

また、一方、見直し後に想定する標本数、また抽出率、あと全体に対する調査対象の面積ウエイトというものにつきましては、資料3のとおりということで、また別紙5を御覧いただければと思います。これを見ていただきますと、もともと右側の方が新しい調査のカバー率という形になります。関係団体の調査、それから農林業経営体の調査でどれだけカバーできるのかということに、右側でカバーできるものがあります。一番上の陸稲の部分が、カバー率がほかの作物に比べると少なくはなっておりますけれども、それでも4割近いカバーになっておりますので、かなり大所を押さえる形となりますので、統計調査といたしましては、従来と変わらぬ程度の実態を捉えた推計ということが行えるものと考えているところでございます。

実際に、どの程度の結果になったのかということでございますけれども、席上の試行調査の結果、もともと試行調査が、回収率がどうなるかということを目的に調査をしております、こちら、試行調査の結果推定結果につきましては公表しておりませんので、席上配布というような形で取扱いさせていただきたいと思っておりますけれども、結果を見ていただきますと、公表時に対しまして、かなり遜色ないような結果になっているのかなということで、今回、このような結果も見て、新しいやり方でも調査ができるのではないかなというような形で整理をさせていただいたというものでございます。

また、資料1－2に戻っていただきまして、6ページ目の2の(2)を御覧いただければと思います。今回、新しい調査がどのような調査になるのかというものを、それぞれの役割を含めて御説明をさせていただきますと、まず、統計調査員の関係ですけれども、統計調査員の数につきましては、統計調査員は、この調査以外にもいろいろ業務を行っておりますので、現行の人数規模というものは維持したいと考えておりますけれども、そういう意味では、今までのように職員が減ることに伴って、巡回・見積りのためにどんどん、どんどん増員をしなくてはいけないという形にはならないと考えています。また、統計調査

員はこれまでの巡回・見積りに代えまして、今後は調査対象として位置付けられた大規模層の回収業務を担うというようなことを考えているところでございます。

また、(3)、御覧いただきたいと思います。職員が行う巡回・見積り、情報収集業務につきましては、どれぐらいのボリュームというところがなかなか一概に言いにくいのですが、例えばということで、(3)の中ほどにございますけれども、今回の変更によって巡回・見積り、情報収集を行わないことによって、例えばということで、平均で仮に移動が往復2時間、現地でしっかり確認をするという、その日にしっかり巡回・見積りをするということを4時間ほどやったということで試算をした場合、今後も最低限の巡回・見積り、情報収集は残るであろうということで、1割程度は残ると考えた場合であっても、1都道府県当たりで31人日の労力が軽減されると見込んでいるところでございます。

また、現行の統計調査員による調査箇所が16万地点ということに對しまして、今度新しく考えている回収業務というものにつきましては、1万6,000客体ぐらいを見込んでおりますが、その半分を仮に統計調査員が担当するとした場合、8,000経営体という形になりますので、相当程度、業務量としては圧縮できると思っております。

また、巡回・見積りという作業が、実は移動とか現地の確認以外にも、現地に行くための地図の準備であったり、かなり調査の前にいろいろ準備する作業というものも、準備作業がかなり多くて、その辺りも併せて軽減できるということを期待しているところでございます。また、巡回・見積りにつきましては、コース内で大体、この辺りいつも行くよねというのはあるのですけれども、そのコース内で優先的に巡回・見積りを行う地域、作物を選定して、そこから統計調査員とどこを見てこようということで連絡調整を行う必要がある一方で、大規模階層に対する回収業務というものは、最初からもう客体が分かっておりますので、その辺りで連絡調整も行いやすいというところも、地味ではありますが、負担軽減につながるのかなと思っているところでございます。

7ページの(4)を見ていただければと思います。現行の関係団体の調査と同様に、大規模階層につきましては、100%回収で、現行調査で先ほど小西臨時委員からも回収率が少なくてということをお指摘いただきましたけれども、現行調査が約50%ということで、その点、同じ回収率というものは見込めるのかなと思っております。巡回・見積りという業務につきましては、そんなにたくさんやらなくても済むというか、限定的になるということを期待しているところでございます。今後、どういうところを巡回・見積りをしなくてはいけない仕事として残るのかということでございますけれども、例えばということで、具体的にはということで記載しておりますけれども、大規模企業の参入や撤退であったり、また、補助整備などの情報、動きであったり、また、センサス間で大きく経営規模や内容が変わっているというような農林業経営体の有無などについて必要な情報収集もして、その上で、必要があれば巡回・見積り、また、現地確認で裏付けも行うというようなことを考えております。ただ、そういったものがすごく頻発して起きているわけではありまないので、そういう意味でも職員の補完作業というものは、できる規模に収まってくるのではないかと考えております。

回収率のお話について、現行の回収率が低いのではというような御指摘をいただいております。

りますが、実際、作物の特性を考えると低くなる原因が幾つかございまして、例えばということで、①から④まで記載をさせていただいておりますけれども、連作障害なりがひどい場合に、作物を変えているというようなこともありますし、あと、需要や価格の変化を見て、これはあまり作るより抑制した方がいいなとか、むしろもっと高く儲かっている方がいいなということで、葉物なども売れ筋とか価格がいいものに変えたりとか、あと、そもそも気象条件や病害虫などで大打撃を受けてしまう。例えば、大豆など、こういう湿害を受けて、ほぼ収穫皆無みたいなことが起こると、また来年、これだけ植えるのはなあということで、その辺り違うものにしたりとか、それからまた、そもそもということですが、高齡化が進んでいるので離農が生じるということで、特にすごく大きいところは、なかなか作物がいきなりなくなるということは少ないのかなと思いますけれども、中小ですと、意外と作付を、今年はこれを作ろうということで変えるということは営農計画上、あり得るということでございまして、そういう意味で、今も過年次の回収率の平均を見込んで、これぐらい返ってくるであろうということを見込んで標本数を算出しているということでございますので、見直し後も回収率を考慮しまして、中規模階層は5分の1ということで、20%ということでそれほど少なくない抽出率を設定しているところでございまして、大規模階層につきましては、今回、統計調査員も使って、悉皆で全部回収しようということを目指しておりますので、かなりきちっとカバーをした上で、必要な推定なりしていくことができるのではないかと考えています。

また、オンライン調査の方も整ってきているということもございまして、できるだけオンライン調査、大規模階層のところも、当初はきちっと調査に協力していただき、また悉皆で回収もしたいということで統計調査員に改修していただこうと思っておりますけれども、関係もきちんと構築できて、必ずしも対面でなくてもきちんといろいろなことも確認できたり情報収集もということであれば、また、そういったオンライン調査の方にも誘導することによって、その辺りの負担というのも減らしていくことができるのではないかと考えているところでございます。

次のページの8ページ目を御覧いただければと思います。(6)ということでございまして、この辺りの議論は先ほど来、事務局の方からも御説明いただいた内容も含まれておりますけれども、今の農林業経営体に対する収穫量調査というものは、10アール当たりの単収を出すということを調査の目的にしております。なので、ただ、単収を把握していない場合もありますので、作付面積と収穫量を調査項目という形で割戻すような形で単収を出すというような調査の設計になっております。現行の調査は、あくまでも平均的な単収を把握するために行っているというものでございまして、そこから作付面積を把握するというような調査設計にはなっておりませんし、また、そもそも調査結果から作付面積の推計を行うというようなことも行っているものではございません。

今回、調査で一番変わることは、調査票自体は大きく変わりませんが、一番大きく変わることは、農林業経営体の調査に作付面積に着目した階層設計を導入するということで、関係団体の調査と農林業経営体の調査から全体の作付面積を推計できるようにすると。だから、これまでは関係団体の調査プラス巡回・見積りという形で面積を出していた

ものを、関係団体の調査プラス農林業経営体の調査から全体の作付面積を推計できるような調査設計にしたいというところが一番大きなポイントかなと思っています。

現行の調査で全体を把握するというものは、なかなか巡回・見積りで統計調査員をこれから増やしていくということもなかなか難しいですし、また、その管理業務も増えるということで、なかなか現実的には難しいということもありますし、もっと我々として心配しているのは職員も必要なことができなくなって、情報収集だけでなく、本来やるべきメイン業務である審査、集計、公表ということが、きちんとできなくなるということが一番避けなくてははいけませんので、そういう意味では、今回こういう形で見直すことによって、調査が継続的にできるようになるのではないかと考えているというものでございます。

以上が、全体について、こういう形で進めたいというお話でございますが、合わせまして、事務局の方から論点を幾つか頂いておりますので、そちらの回答についても御説明をさせていただければと考えております。

○**樫部会長** 取りあえずここで一遍切りまして、今、小西臨時委員の質問の後半のところについて御説明をいただいたのですけれども、この部分について、まず、御質問とかコメントのある方いらっしゃれば議論したいと思いますが、小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 御回答、ありがとうございます。2の（3）の実際の人数や日にちについての情報をいただき、議論の助けになります。

7ページの1行目で、1割程度、もっと削減できるかもしれないのですけれども、そういう規模感で、ここら辺がもっと客観的に言えれば、私は反対しているわけでは全くないので、納得できる材料が揃うとありがたいです。

よく分かったところもあり、まだ少し「はてな」となっているところがあるのですけれども、それは事務局の皆様が出された審査メモの論点に答えていただくところで大分解消できるかなと思いましたので、私はこれだけで大丈夫です。ありがとうございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。ほかに御質問とかコメントのある方いらっしゃいますか。會田委員、どうぞ。

○**會田委員** 會田です。直接には関係ないかもしれないのですけれども、表現が出てきたので、これは確認なののですけれども、収穫量調査で収穫量を求めるときは、単収に作付面積を掛けて求めていたと。ただ、今回収穫量と面積を聞くというところの対象となる農林業経営体が標本設計を行うことによって、従来と違う標本設計になってきている。だけれども、収穫量を求めるのは、あくまでも単収に面積を掛けた、その方法は変わらないと。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** はい。

○**會田委員** 分かりました。

○**樫部会長** それでは、宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。席上配布資料を御説明いただいたと思うのですけれども、ほとんどの品目で100とか101という数字が並んでいて、よさそうな感じはするのですが、幾つか、例えばトウモロコシの長崎県であるとか、ビワの兵庫県とか30%ぐらいずれているように見えるものがあるのですが、この辺について何か原因みたいなものが分かっている対応ができるという感じなのか、都道府県単位で3割ぐらいはや

むを得ないと判断されているのか、もしこの解釈について、どう見るべきなのか教えていただければと思います。以上です。

○樫部会長 それでは、農林水産省、お願いします。

○椎野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（企画班担当） ありがとうございます。農林水産省の椎野です。

今回の試行調査、令和5年、令和6年と2年やってきたわけなのですが、予算も限られているということで、全ての品目、全地域でやることもできなかったのも、ある程度、チャレンジ的なところも入れています。主産県ではあまりないところですか、あと、地域ですか品目がばらつくように、そういうところの影響もあると思うのですが、やはり本体調査とは重複しないように、1年前のことを聞いたりしていますので、その辺で回答率の方が、相手方にとっては難しかったというところもあったのかもしれません。

それで、先ほどの宇南山臨時委員の精度のところの質問とも絡むのですが、今、私たちの公表、最後に標準誤差率という形で出しているのですが、面積調査については関係団体の調査しかやっておりませんので、今その標準誤差率というものは出しておりません。収穫量調査については、関係団体の調査結果分は除きまして、農林業経営体の部分だけの標本誤差率を出していますので、収穫量調査の方は農林業経営体の調査の分を出しております。

今回、面積の方は、作付面積の方は初めて農林業経営体に対する標本調査を行うということで、今後、我々の計画ではまず、令和7年、令和8年というところで段階的に入れていきますので、そこのそれぞれの全国調査の結果を見て、農林業経営体の調査の方も標本誤差率などを出してみまして、本当に必要な標本数は幾つなのか、本当に必要な標本数を幾つか決める際には、我々としても省内の利活用部局と、この作物はここまでの誤差に収めてほしいとか、この作物のこの地域は誤差に収めてほしいとか、それぞれ作物によってパターンがあると思いますので、今やっているものと、米は当然一番高い精度を求めているのですが、今後はまた、麦、大豆、指定野菜とかと、あまりマイナーな野菜とかでも、同じだけ予算と労力をかけるかということも違ってきますし、そこは全国調査を2回やった中で、また、その結果も見ながら最終的な必要標本数というのは詰めていきたいと思いますし、先ほどの小西臨時委員から巡回・見積りは1割程度、そこがもっとすかっとすればという話もあったのですが、我々もここ1割程度としているところは、要は今回の試行調査でうまくいっていないところ、そういったところは、1割でなくて、まだ3割とか4割とか、ある程度見に行かなくてはいけない場合もありますし、逆に言えば、1割も満たない、何も見に行かなくてもいいものもあるかもしれません。そこの部分が、ここはもうやりながら、我々としても最初の移行時期2年間は、そこは1割と決めたら1割しかやらないということではなくて、それぞれの出た標本の結果、それぞれの地域、作物の結果を見ながら判断して、そこはまだ軽い思いがあるという、巡回・見積りもそんなところもありますので、いずれにしても、最初の2年間を見ながらしっかり、最初の2年間はとにかくまだ巡回・見積りである程度、我々もそこは見えていかなければいけないでしょうし、そこから先のところはある程度、標本、出た結果に基づいて

しっかり、こちらを本当にメインで出せていけるような設計を作っていかなければいけないと考えております。以上です。

○**樫部会長** ありがとうございました。宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○**宇南山臨時委員** 状況としては了解しました。やってみないと分からないというところはどうしてもあると思いますので、これでいいと思います。ありがとうございます。

○**樫部会長** 今後2年間ぐらいかけて、徐々に標本の必要数とかいろいろなものを検討した上で、だんだん移行を図っていくということで、そういうお答えで御理解いただいたと考えております。

それでは、資料3の審査メモのお答えというところで、論点1はもうお答えいただいているということですので、論点2からお願いします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。それでは、資料3の18ページをお開きいただければと思います。論点2ということでございます。

試行調査をさせていただいたのですけれど、むしろ回収率が高かったのではないかと思います。回収率、巡回・見積りに代えて、実際調査をしてきちっと回収できるかということが重要になりますので、そういう意味で試行調査を行いました。きちっと回収できるようにということで、実は1次試行の調査におきましては、今の現行の調査では行っていない電話での督促というものも併せて行ったということで、結構よくなったということでございます。

ただ、実際、本格導入後にそこまでできるのかということと、現行そこまでやっていないということもありますので、本格導入後に必要とされる予算とか、そういったものの兼ね合いも検討し、2次試行の調査では、現行と同様のはがきによる督促のみというようにしたということと、先ほど、椎野の方からお話ありましたが、調査時期が本体調査との重複を避けるような時期に聞いたということで、回収率が下がるような品目もございましたけれども、結果としては、それほど問題のないものということで、また、回収率も問題ないというように考えているというところでございます。

○**樫部会長** まず、2つ目の論点のところについて御意見とか御質問があれば、小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。ここ以外でも、また民間調査のことについて議論するところがあれば、そのときでもいいのですけれど、試行調査と実際の調査は時期も違うのと、規模的には本調査の10%ぐらいだと承知しました。また試行調査時には、宇南山臨時委員の御質問の回答の中でも、ふだんと少し違う対象に配布したり、違う作物等にも配布して、いろいろな状況を見るということなので、なかなか本調査との比較や判断が難しいと思います。規模が明らかに違うものについて、回答率が合っているからいいのだというのも、気を付けなければなりません。多分試行調査を受けた会社は電話でも督促してみたりとか頑張ってくれたと思うのですよね。そういう会社がそのまま皆様の本調査にも手を挙げてくださればいいのですけれど、その可能性も不確実性があるという状況なので、質問というか、試行調査はある一時点の調査のスナップショットみたいな結果でし

かないので、これだけで大丈夫ですとは言えないです。これはこれとして、こういう状況の下で調査したらこういうものだったけれども、ほかにも大丈夫な要素がありますというようなこととかを入れて、文言とか御説明で入れていただけたらいいのかなと思いました。

私が心配しているのは、同じことができるかどうかというのも、やってみなければ分からないと言われればそうなのですけど、10分の1の規模で半分ぐらい数字が合っていたから大丈夫、50%より高かったから大丈夫だと、少し怖いなあと思っています。この点については、後の説明とかで、より納得感が出るかもしれないですけど、そう今思いました。以上です。

○**樫部会長** 小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 今のところ、小西臨時委員の質問とも関連するのですが、確認をしたいのは、今回、試行調査をやってみての感触として、データの確からしさみたいなことを考えたときに、一つはお願いしたところが答えてくれるか。2つ目としては、答えてくれている回答の精度そのものがどのような感じか。それに対して、何かの形でアクション、回収率のところにに関して言うと、こういうアクションを取れば回収率が上がるみたいな、そういう要素があるかなと思っておりまして、その点でいうと、回答してくれている内容的には、この形で試行調査をやってみたときに、更に補足をしないと取るのが難しいという感じなのか、意外とそこは今やっている調査とあまり変わらない精度で取れているなという感じだったのか、その辺りがどうなのかということを御教示いただければなあと思いますが、いかがでしょうか。

○**椎野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（企画班担当）** ありがとうございます。農林水産省、椎野です。

今回の試行調査、もうある程度、本番を意識して、規模階層別にも分けたりしてやってみてはいるのですが、一つ違うのは、大規模階層の方です。ある程度、これ以上の面積というところで足切りをしました。それから、はがきによる督促ですとかそういったところは行っておりますけれども、それ以上のことは一応、予算上、労力上の関係からできませんでした。

今回、本格導入した際には、ここまで説明してきたとおり、統計調査員を使ってでも大規模階層のところはもう本当に悉皆的に全て押さえに行きます。その部分だけでも相当よくなるだろうと我々としては見込んでおりますし、あと、もう一つ、先ほど、ある程度今回の大規模階層は、この作物はここという足切りを、上位何客体とか足切りをしているのですが、実際に私たち調査をする上で、例えば、生食用は少ないのですが、でん粉用をたくさんやっている客体ですとか、あと、どうしても野菜だとか加工用がどのぐらいということも押さえなければいけないので、そうした加工野菜をすごく大量にやっているところ、そういったところが上位10と足切りをしたときには入らないのですが、我々ふだん、これまで情報収集先というところでお付き合いをさせていただいている相手方、生産者の方々がたくさんおります。そういった方々も、ある程度大規模階層というところに組み込んでやっていけば、試行調査のときよりも、それなりに把握できるウェイトも多くなりますし、かつ、統計調査員を使ってそうしたところを、これまで職員

が伺って聞いていたのと同じような形で情報を取ることもできると思います。

それと、あとそうした中で中規模階層のところも、5分の1を標本に選ぶというところで、ほかの標本調査に比べれば相当高い抽出率でやっておりますので、我々としては、試行調査よりも良化する見込みはあるだろうと考えておりますが、ただ、本番ですと、作物、地域によっていろいろあると思いますので、先ほど言いましたとおり、巡回・見積り、情報収集というのは、当初はゼロにはできずやっていく必要があるだろうと思っております。以上です。

○小針専門委員 ありがとうございます。駄目だということではなくて、確認をさせていただいたのは、恐らく調査のやり方によって変わるということよりも、これから先のことを考えると、様々な条件の下、作付そのものを農業者が変えろとか、そういうところも含めて、これから先、作付のやり方を変動する要因って非常に大きくなっていくというのか、そちらが大きく変化する可能性が大きいのかなと思っておりますので、その意味で、きっちりいけるぞ、前提が変わるのに絶対いけるとあまり思い込み過ぎてはいけないなと思っております。やり方としては、今、御説明いただいたところで理解しているのですけれども、そこを確実に、なるべく確実にできるようにするにはどういう工夫をされているかということをごきちんと確認できた方がいいなと思っております。質問させていただきました。ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに、論点について御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 試行調査をしない場合も多い中、2回も試行調査をされ、調査結果もホームページで公表し、追加の資料も共有いただきありがとうございます。その上で、この試行調査が順調だからといって、本調査でも大丈夫だというわけではなく、いくつかの懸念があると思っております。小針専門委員がおっしゃったように、作付の方法や種目が変わった際に、現行の見回りや巡回ですと柔軟に対応可能だと思います。一方で、調査方法の変更により、見回りや巡回がなくなり、調査票記入だけになると聞かれたことしか答えなくなり、そのギャップをどのように埋める工夫があるのかとか、質的な情報を皆様の経験とか業務の情報をどのように補完するかについて、試行調査の結果とともに御説明いただくと、非常にバランスが取れていいかなと思えました。以上です。

○樫部会長 どうぞ。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 小針専門委員、小西臨時委員、どうもありがとうございます。

実は、次の論点の3-1にも若干関わる内容になるのかなとは思っているのですけれども、おっしゃるとおり、作付面積調査、作物統計につきましては、単に数字を出すだけではなくて、その数字が増えている、減っているという変動要因も我々、きちんと説明することがすごく重要になっておりまして、特にいろいろな施策を今後考えていく利活用部局からすると、統計が変わった、統計値が増えた、減ったということの解説という部分を丁寧にやっていくということが重要になっていると認識しております。

そのため、併せて、先ほど申し上げた最低限の巡回・見積り、情報収集の中でもできる

と思っております。

○樫部会長 申し訳ありません。時間が来てしまったのですけれども、私、論点１の表の詳しい御説明を飛ばしてしまったようなので、この論点に対する御説明だけ、もう一遍していただいて、あと残りの論点の３－１と３－２についてもまとめて、続けて説明していただいて、それで、今日の審議はおしまいということにさせていただき、質疑はまた次回ということにしたいと思うます。では、論点３－１と３－２ついて御説明をお願いします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 それでは、論点の３－１、３－２につきまして、続けて私の方から説明をさせていただきます。恐縮ですけれども、お手元に資料３の19ページ、御用意いただければと思います。大規模階層について、民間委託で郵送調査をして、それなりに回収もできているのに、なぜあえて職員・調査員調査で回収をすると、そちらを基本にするのかということの御質問かと思ひます。

回答でございますけれども、実際、御指摘のとおり、回収率、また、先ほど見ていただきました現行調査との結果の比較につきましても、それほど問題のある数字だとは考えておりませんで、これでもいいのではないかというような御指摘なのかなと思いますが、ただし書以降を見ていただければと思いますが、いろいろな農林水産省の施策の推進に当たりまして、調査により得られた結果だけでなく、変動要因も併せて説明するということが必要になります。特に作物統計調査につきましては、その作物が何で増えて、増加傾向にあるのか、何でこの地域で減少傾向にあるのかということについて、きちんと作柄などを把握している大規模な農林業経営体などについては、農業に精通している職員、また、統計調査員により、その要因について調査を行いたいと考えているというものでございます。例えばということでもありますけれども、面積であれば、かなり人手不足ということで労力事情が地域ごとに違うのですけれども、その減少要因に合わせて、担い手の育成の確保であったり、あと、また、逆に担い手に農地を集積したりということを進めていかななくては行けませんし、また、作付の増加が見られる地域については、産地づくりということでそういう支援を考えていく対象になり得るということもございます。

また、需要が変わっていく中で、それに対応できるような優良品種の導入、新改植であったり、また、適地適作の産地づくりに向けたいろいろな耐性のある作物の導入など、地域ごとの変動要因に合わせた対応が必要になるということもございます。今もＪＡであったり、また、大規模な農林業経営体について、その調査結果が本当に合っているかどうか、妥当性を検証するため、いろいろ情報収集はしておりますし、また、今年の作付動向、作柄概況を把握しているというところでございます。

このようなものについて把握するときは、なかなか農家に話しかけたり要因を聞き取るときに、単に数字を見てチェックするという以上の専門性が必要になりますし、また、作物が生育ステージのこの時期にどういう気象条件だったからこういう結果になっているよねということがある程度分かっていたり、あとその作物特有の主要な病虫害などの知識があるということではなければ、なかなか的確に減収、増加の要因なりが把握できないということになります。そういうノウハウということを検証していくためにも、引き続き職員が基本にはなると思ひますのですけれども、職員、人が減っているということもありますし、対

応し切れない部分につきましては、研修をしっかりと行った専門的な知識を有した統計調査員を活用していきたいと考えているところでございます。

大規模な農林業経営体につきましては、実態としては、今も情報収集をしてきているというお話はさせていただいております。今後は、調査対象としても悉皆的に把握したいと思っておりますし、ここは関係団体の調査と同じように、全数を回収するということを目指しておりますので、それがうまくできないと結果に与える影響も大きくなってしまいうことで、こちらにつきましては、変動要因をきちんと把握したり、また確実に回収をするという意味で、対面による職員ないし、また、専門調査員による対応ということをしていきたいと思っているところでございます。

なお書きにありますけれども、関係団体であるJA等につきましては、もうずっと過去から調査をしていまして、いろいろな要因も、聞き取りを得る関係性というのは既にもう十分構築できているということです。今までと同じ対応で、対応できるだろうと思っています。また、大規模階層の今回、新たに調査客体として位置付ける方につきましては、特に最初は、調査に確実に御協力いただけるように丁寧に対応したいというのもありまして、しっかり対面でやり取りをさせていただきながら、また、そういったいろいろな聞き取りもできるような関係を築いていきたいと思っておりますけれども、関係団体と同じように信頼関係が構築できて、いろいろなことを聞き取れるような関係になれば、次年度以降は郵送、オンラインに切り替えていく、移行していくということも想定をしているところでございます。

そのような形で、まず、いろいろな動き、巡回・見積り、情報収集が大幅に減るところを補完するという意味でも、大規模階層については、このような形で現場の動きをしっかりと捉えられるようにしていきたいという趣旨でございます。

続きまして、20ページ目、次のページを見ていただければと思います。こちらにつきましては、先ほども小西臨時委員の追加質問の中でも答えたところとかなり重複をするところがございますが、資料としては、別紙7もやらせていただいておりますけれども、実際に、どれぐらいの規模を民間委託になるのかというような形で、先ほど統計調査員が8,000ほどかなということで回答させていただきましたが、あとオンラインなりも使うことで、このような形で見込んでいるというものでございます。

実際、安定的に職員が統計調査員の指導なり管理なりできるのか、また、調査を継続していけるのかということでの御指摘の御質問かと思っておりますけれども、かなり内容が重複いたしますけれども、相当、巡回・見積りに変えて農林業経営体の調査を導入することで負担が軽減されるということを想定しております。また、先ほど申し上げたとおり、最初は丁寧な説明をして関係構築したいと思っておりますけれども、また、将来的にはオンラインの方に誘導していくということも考えておりますので、将来にわたり、継続して対応できるというような形で今回、申請をさせていただいたというものでございます。

同じことを何度も説明するような形になって恐縮でしたけれども、私からの説明は以上になります。

○樫部会長 どうも御説明ありがとうございました。

これで、論点の3の1と2について、御回答をしていただけたと思います。次回部会では、ここについての御質問を委員の皆様から出していただくということにさせていただき、今日はもう予定した時間を回っておりますので、これでおしまいにしたいと思います。

もし本日の審議について追加で御意見とか御質問があれば、1月29日の正午までに事務局まで電子メール等で御連絡を頂ければと思います。それから、併せてでございますけれども、本日の部会の審議内容につきましては、今後開催予定の統計委員会で私から報告をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御審議ありがとうございました。

今回の部会なのですけれども、2月14日の金曜日の10時から、今回同様、参加とウェブの併用による開催を予定しております。お忙しい中お時間を頂きますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日、部会の審議事項につきまして、民間委託の分につきましては、今回、全部審議が終わっておりませんし、本日、農林水産省の方から論点に対する説明だけ全部していただきました。ですので、次回部会では、先ほど部会長からもありましたけれども、残っている審議について、意見等を聞きながら、また追加質問があればそれにも答えていただきながら進めてまいりたいと思っております。先ほど申しましたとおり、1月29日の正午までメールで何か追加質問等ございましたら、事務局の方まで御連絡をお願いいたします。

本日の配布資料なのですけれども、次回以降の部会でも審議資料として利用いたしますので、保管していただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、いつもお願いでございますけれども、本日の議事録については、後日、事務局で作成次第、別途またメールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○樫部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。次回もどうぞよろしくお願い申し上げます。お疲れさまでございました。

○小針専門委員 すみません。1点だけ確認していいですか。

○樫部会長 はい、何でしょう。

○小針専門委員 3月も部会が開催されるという認識でいいのでしょうか。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局の方からお話をさせていただきます。

3回目の部会につきましては2月14日ということで、ここはもう確定ということですので、もう一日、3月3日の日に予備日として取っている日があります。本日の進行状況を見ますと、なかなかまだ残っている項目もございますので、予備日は活用せざるを得ないのかなというのが現在の感触でございます。第3回の部会次第ではございますが、委員の皆様におきましては、この日も確保して、予備日としておりますが、実会合になると思いますので、心積もりをお願いいたします。

○小針専門委員 分かりました。やるのが嫌と言っているわけではなくて、心積もりをと

ということでの確認です。ありがとうございます。

○**樫部会長** それでは、本日の部会は以上でございます。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。